

天理大学における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン

(目的)

1. このガイドラインは、天理大学（以下「本大学」という）における公的研究費の取り扱いに関し、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)および同ガイドラインの改正(平成26年2月18日改正)等に基づき、公正かつ適正に取り扱うための基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

2. このガイドラインにおいて「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関の審査を経て交付される補助金等（競争的資金）をいう。
②このガイドラインにおいて「研究者」とは、研究活動を行う本大学（附属施設を含む）の専任教職員をいう。

〔第1節 機関内の責任体系の明確化〕

(最高管理責任者)

3. 最高管理責任者は、本大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長がその任に当たる。
②最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

4. 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、副学長のうち学長の指名する者がその任に当たる。
なお、副学長を置かない場合は、学部長の中から学長が指名する者とする。

(コンプライアンス推進責任者)

5. コンプライアンス推進責任者は、各部局における公的研究費の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各学部長・大学院研究科長・附属施設長および事務局長がその任に当たる。また、コンプライアンス教育の受講管理、公的研究費の管理・執行のモニタリング・改善指導を推進する責任者も兼ねる。

(事務・会計管理責任者等)

6. 事務管理責任者は、公的研究費に関する事務の実質的な責任と権限を持ち、学務部長がその任に当たる。
②会計管理責任者は、公的研究費の管理および会計（出納）に関する実質的な責任と権限を持ち、庶務部長がその任に当たる。
③担当責任者は、公的研究費に関する事務全般を監督するものと、公的研究費の執行を監督するものとし、教育研究支援課長および会計課長がそれぞれその任に当たる。
④事務処理担当者は、公的研究費に関する事務全般および会計処理等を実質的・直接的に担当するものとし別に定める職員〔別表〕Ⅱがその任に当たる。

(監査責任者)

7. 監査責任者は公的研究費の監査、モニタリング及びコンプライアンス教育の推進状況を監督するものとし、法人内部監査室長がこの任に当たる。

(研究者および事務職員の責務)

8. 個々の研究者および事務職員は、公的研究費による研究の実施にあたって、本ガイドラインおよび関係法令を遵守するとともに、別に定める「天理大学研究者等の行動規範」に従い、誠実にそれぞれの業務を遂行しなければならない。

〔第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備〕

(ルール of 明確化・統一化)

9. 統括管理責任者および事務・会計管理責任者は、公的研究費に係る事務手続き等に関して必要な事項を定め、ガイドブックを作成するなど、その運用が明確かつ統一的になるよう図らなければならない。

(事務処理手続きに関する相談窓口)

10. 教育研究支援課は、公的研究費に関する事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口となり、効率的な研究遂行を適切に支援する。

(職務権限)

11. 公的研究費の執行および事務処理に関する職務権限は、「学校法人天理大学文書取扱規程」「学校法人天理大学規程管理規程」「学校法人天理大学事務組織規程」等、関係規程の定めによる。

②公的研究費の執行に関しては、「天理大学における公的研究費の管理・監査に関する実施体制」[別表]により、適正な執行および効率的な研究遂行を図る。

(コンプライアンス教育の推進)

12. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止の意識の浸透を図るため、研究者ならびに公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して公的研究費のコンプライアンス教育を企画実施するものとする。

②研究者ならびに公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、コンプライアンス教育を受講するとともに誓約書を提出しなければならない。

③コンプライアンス教育の受講歴がない者や誓約書を提出していない者は、公的研究費を申請することはできない。

(告発等窓口)

13. 本大学における公的研究費に関する不正行為の疑義に関する告発および不正行為に関する相談（以下「告発および相談」という）に対応するため、学長室企画課に受付窓口を設置する。

(告発および相談等)

14. 学長室長は、告発および相談を受けたときは、統括管理責任者に報告する。

②統括管理責任者は、必要に応じ当該研究分野に関わる者または事務・会計管理責任者とともに、調査の必要性の予備的な調査を行い、その結果により採択するか否かを判断し、採否について受付窓口をとおして告発者および相談者に通知するものとする。

③統括管理責任者は、前項の状況を速やかに最高管理責任者へ報告しなければならない。

④統括管理責任者は、調査が必要と判断したときは、調査対象者の所属するコンプライアンス推進責任者に通知するとともに、最高管理責任者に調査委員会の設置を求め、「不正行為の防止に関する規程」により措置するものとする。

(不正行為に係る調査)

15. 公的研究費の執行・管理に関して不正またはその疑いがあり、統括管理責任者が調査の必要があると認めたときは、「天理大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」(以下、「不正行為の防止に関する規程」という)により措置する。

②調査の実施に際して、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(不正行為に係る懲戒)

16. 最高管理責任者は、前条の調査委員会の報告に基づき、不正行為を認定したときは、その事実および内容を理事長に報告し、不正が認定された調査対象者の処分については学内の定められた諸手続きを経て、「学校法人天理大学就業規則」により理事長が決定する。

なお、調査結果については公表し再発防止に努める。

〔第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施〕

(不正防止計画)

17. 最高管理責任者は、公的研究費の運営および管理に関して不正の発生する要因を把握し、不正防止計画を策定・実施する。

②前項の不正防止計画は定期的に見直すものとする。

(不正防止計画の推進)

18. 公的研究費の不正使用防止に関する諸施策の推進は、教育研究支援課が担当し、各部局との連携のもと、つぎに掲げる業務を行う。

(1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握および検証

(2) 公的研究費に関わる不正発生要因の排除・改善策

(3) その他、不正防止計画の推進について必要な事項

〔第4節 公的研究費の適正な運営・管理活動〕

(関連法令等の遵守)

19. 公的研究費の運営・管理は、関連法令および関係規程等の定めにより、公正かつ適正に実施されなければならない。

(適正な予算執行管理)

20. コンプライアンス推進責任者および事務・会計管理責任者は、定期的に予算執行状況を把握するとともに、研究計画の遂行状況を確認し、適宜必要な措置を講じなければならない。

②物品購入および出張旅費や謝金等は、「経理規程」「天理大学科学研究費助成事業事務取扱に関する内規」等に従い適正に執行されなければならない。

③コンプライアンス推進責任者および事務・会計管理責任者は、納品検収および謝金対象者の勤務実態の確認等、研究費の管理体制を整備し、検証を行わなければならない。

(発注)

21. 公的研究費で物品を購入する場合は、その発注方法等が公正に行われることを担保するために、発注窓口を設け発注担当者が物品の発注を行うことを原則とする。

(納品検収)

22. 購入物品の納品検収を確実にを行うため、納品検収窓口を設け、検収担当者を配置する。

②検収担当者は、申請書と納品伝票等と現物を照合のうえ、納品伝票等に所定の検収印を押印しなければならない。

③業務委託する特殊な役務（プログラム開発、デジタルコンテンツ作成、機器の保守点検等）のように、容易に納品状態が把握しにくいものについては、原則として納品業者と契約を結ぶとともに完成内容報告書の提出を義務付ける。

④検収担当者のみでは納品状態が把握できない場合は、発注者以外の知識を有する者に検収の協力を依頼する。

(取引業者等について)

23. 公的研究費に関わる取引業者に対して誓約書の提出を義務付けるとともに、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、「不正行為の防止に関する規程」に基づき、契約解除または一定期間取引停止等の措置を講じる。

(出張状況の把握)

24. 研究者の出張計画の実行状況等を把握するために、教育研究支援課は、当該研究者に必要書類の提出を求め、出張の実態を確認する。

(非常勤雇用者の勤務実態の把握)

25. 非常勤雇用者の勤務状況を把握するために、その出勤簿を、人間学部・文学部・国際学部・大学院にあっては教育研究支援課、体育学部にあつては田井庄事務室、附属施設にあつては各施設の事務所に配置し、教育研究支援課、田井庄事務室、各施設の事務所がそれぞれ出退勤を管理する。

〔第5節 情報発信・共有化の推進〕

(使用ルールに関する相談窓口)

26. 公的研究費の使用ルール等に関しては、教育研究支援課および附属施設事務室が、学内外から寄せられる相談の窓口となる。

(不正防止の取組の公表)

27. 競争的資金等の不正防止の取組に関する本学の方針等を外部に対しても積極的に公表するように努める。

〔第6節 モニタリングの在り方〕

(モニタリングの実施)

28. 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者、事務・会計管理責任者および担当責任者と連携して「天理大学における公的研究費の不正使用防止計画」に基づき、モニタリング調査を実施し、適正な運営を監督しなければならない。

(学内監査)

29. 公的研究費の運営・管理・事務取り扱い等全般について学内監査を行う。

②「学校法人天理大学内部監査規程」に基づき、内部監査室が実施する。

③内部監査室は適切な納入状況を把握するため、納品業者に対して誓約書に基づき調査の依頼をする。

④内部監査室は公認会計士・監事等と連携をとり、不正発生要因や監査の重点項目について情報・意見交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施しなければならない。

〔第7節 ガイドラインの改廃〕

30. 本ガイドラインの改廃は、全学協議会の議を経るものとする。

付 則

1. このガイドラインは、平成23年2月10日から施行する。

2. このガイドラインの改正は、平成25年4月9日(全協決定日)から施行する。

3. このガイドラインの改正は、平成26年4月1日から施行する。

4. このガイドラインの改正は、平成27年4月1日から施行する。

5. このガイドラインの改正は、平成28年5月2日から施行する。

6. このガイドラインの改正は、平成30年4月1日から施行する。

7. 改正ガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

[別表] 「天理大学における公的研究費の管理・監査に関する実施体制」

I. 管理・責任者

最高管理責任者	学長	本大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う
統括管理責任者	副学長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつ
コンプライアンス 推進責任者	各学部(研究科)長 ・事務局長 および附属施設長	各部局における公的研究費の運営および管理について統括する実質的な責任と権限を持ち、コンプライアンス教育の受講管理、公的研究費の管理・執行のモニタリング・改善指導を推進する責任も兼ねる
事務管理責任者	学務部長	公的研究費に関する事務の実質的な責任と権限を持つ
会計管理責任者	庶務部長	公的研究費の管理および会計(出納)に関する実質的な責任と権限を持つ
監査責任者	監査室長	公的研究費の監査に関することを責任担当する
担当責任者	学長室長	不正行為の疑義に関する告発および相談窓口の責任担当
	会計課長	公的研究費の執行を責任担当する
	教育研究支援課長	公的研究費に関する事務全般を責任担当する

II. 事務処理担当者

学内監査担当者	内部監査室職員	学内監査およびモニタリング等
発注担当者	庶務課職員	物品の発注窓口等
検収担当者	庶務課職員 田井庄事務室職員 教育研究支援課職員 附属施設事務室職員	納品検収窓口等 納品検収窓口等およびアルバイト等勤務実態の把握 納品検収窓口等およびアルバイト等勤務実態の把握 納品検収窓口等およびアルバイト等勤務実態の把握
事務手続担当者	教育研究支援課職員 附属施設事務室職員	事務処理手続きの遂行および相談窓口等
会計処理担当者	会計課職員	公的研究費の管理および会計(出納)業務等
告発等窓口担当者	企画課職員	不正行為の疑義に関する告発および相談窓口等

Ⅲ. 不正行為調査委員会

下記の委員は学長が任命し、委員長は統括管理責任者とする。

(1) 統括管理責任者	統括管理責任者<副学長>
(2) 学部長等	当該研究者の所属する学部・センター・附属施設・事務部局等の長
(3) 本大学教職員	本大学の専任教職員 <若干名>
(4) 監査室長	監査室長
(5) 学外有識者	必要に応じ学外の有識者 <若干名>